

国税通則法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	国税の納付義務の確定（第五条―第六条の二）
第三章	国税の納付及び徴収（第六条の三―第十二条）
第四章	納税の猶予及び担保（第十三条―第二十条）
第五章	国税の還付及び還付加算金（第二十一条―第二十四条）
第六章	附帯税（第二十五条―第二十八条）
第七章	国税の更正、決定等の期間制限（第二十九条・第三十条）
第七章の二	国税の調査（第三十条の二―第三十条の八）
第八章	不服審査（第三十一条―第三十八条）
第九章	雑則（第三十九条―第四十三条）
第十章	犯則事件の調査及び処分（第四十四条―第五十六条）
附則	

（電子情報処理組織を使用する方法による納付の手續に係る法定納期限の特例）

第六条の三 法第三十四条第二項（納付の手續）に規定する政令で定める日は、法定納期限の翌日（同日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他一般の休日又は第二条第二項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日。以下この条において同じ。）とする。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその法定納期限の翌日までに納付することができないと国税庁長官が認めるときは、その承認する日とする。

第十五条の二 省略

257 省略

8 法第四十六条の二第十一項の職員（以下この条において「職員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の

目次

第一章	同上
第二章	同上
第三章	国税の納付及び徴収（第七条―第十二条）
第四章	同上
第五章	同上
第六章	同上
第七章	同上
第七章の二	同上
第八章	同上
第九章	同上
第十章	同上
附則	

第十五条の二 同上

257 同上

- 氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
- 9| 職員は、法第四十六条の二第十一項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
- 10| 職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならぬ。

(過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等)

第二十七条 省 略

- 2 法第六十五条第五項（法第六十六条第七項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第六十六条第七項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一 三 省 略

3 5 省 略

- 6| 法第六十六条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、更正又は決定があつたものとした場合におけるその申告、更正又は決定に基づき法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額とする。

- 7| 法第六十六条第五項に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち同項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で同項に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額とする。

(期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合)

- 第二十七条の二 法第六十六条第九項（無申告加算税）に規定する期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は

(過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等)

第二十七条 同 上

- 2 法第六十五条第五項（法第六十六条第六項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第六十六条第六項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一 三 同 上

3 5 同 上

- 6| 法第六十六条第四項に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち同項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で同項に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額とする。

(期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合)

- 第二十七条の二 法第六十六条第八項（無申告加算税）に規定する期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は

、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第六十六条第九項に規定する期限後申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日（消費税等（法第二条第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税に係る期限後申告書（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十二条第五項（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）の規定によるものを除く。）である場合には、一年前の日）までの間に、当該期限後申告書に係る国税の属する税目について、法第六十六条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第九項の規定の適用を受けていないとき。

二 省略

2 法第六十七条第三項（不納付加算税）に規定する法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、同項に規定する納付に係る法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉徴収等による国税について、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 省略

二 法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実（法第三十四条第二項（納付の手續）の場合においてその源泉徴収等による国税が第六條の三（電子情報処理組織を使用する方法による納付の手續に係る法定納期限の特例）に規定する日までに納付された事実並びにその源泉徴収等による国税に相当する金銭が法定納期限までに法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合及びその源泉徴収等による国税について法定納期限までに同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合並びに法第六十七条第一項ただし書に該当する場合における法定納期限後に納付された事実を除く。）がない場合

（加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第二十七条の三 省略

、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第六十六条第八項に規定する期限後申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日（消費税等（法第二条第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税に係る期限後申告書（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十二条第五項（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）の規定によるものを除く。）である場合には、一年前の日）までの間に、当該期限後申告書に係る国税の属する税目について、法第六十六条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 同上

2 同上

一 同上

二 法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実（その源泉徴収等による国税に相当する金銭が法定納期限までに法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合及び当該国税について法定納期限までに同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合並びに法第六十七条第一項ただし書に該当する場合における法定納期限後に納付された事実を除く。）がない場合

（加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第二十七条の三 同上

2 法第六十八条第二項又は第四項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第六十六条第二項若しくは第三項（これらの規定が同条第六項の規定により適用される場合を含む。）又は第五項（無申告加算税）の規定により加算し、又は計算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

附則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三章中第七条の前に一条を加える改正規定及び第二十七条の二第二項第二号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 法第六十八条第二項又は第四項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第六十六条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（無申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。